

平成 31 年 2 月 28 日招集

平成 31 年第 1 回

十勝中部広域水道企業団議会（定例会）

十勝中部広域水道企業団議会事務局

目 次

議案第 1 号	専決処分の報告並びに承認について (北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)	• • • • • P 1
議案第 2 号	平成 30 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計 補正予算（第 2 号）	• • • • • P 9
議案第 3 号	平成 31 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計 予算	• • • • • P 15
議案第 4 号	十勝中部広域水道企業団の休日を定める条例の一部改正について	• • • • • P 38
議案第 5 号	十勝中部広域水道企業団議員報酬、報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	• • • • • P 39
議案第 6 号	十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部改正について	• • • • • P 40

議案第1号

専決処分の報告並びに承認について

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求める。

平成31年2月28日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

専決処分書

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月31日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

北海道市町村総合事務組合規約

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定

める者をもってあてる。

- (1) 組合構成団体である関係市の長 1人
- (2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

- 2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
- 7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから

それぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。
- 5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雜則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年市町村第 号指令）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（12）	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局（16）	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構

檜山振興局（11）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局（29）	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局（33）	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、土別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局（17）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（24）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局（12）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壯瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消

	防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（16）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（24）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（12）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（9）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、土別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合
2 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
3 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防团长又は水防団員に係る損害補償に関する事務	
4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損	

	害補償に関する事務	
5	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条 第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務	
6	消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務	
7	非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務	
8	水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防团长又は水防団員に係る損害補償に関する事務	長沼町、新十津川町
9	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竈町、北竈町、沼田町、幌加内町、鷺栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壯瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、

	札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合
10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭

32年法律第143号) 第4 条第1項の規定に基づく非常 勤の学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師の公務上の災害に に対する補償に関する事務	越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、 共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市 町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗 山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、 北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、 愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富 良野町、占冠村、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、音威子府村、 中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天 塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼 文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清 里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、 滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壯瞥町、 白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新 ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、土幌町、上士幌町、 鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広 尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、 釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別 海町、中標津町、標津町、羅臼町
---	---

(説明)

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものである。

平成 30 年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）

議案第2号

平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収
益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 用水供給事業費用	1,680,392 千円	3,678 千円	1,684,070 千円
第1項 営 業 費 用	1,458,405 千円	3,926 千円	1,462,331 千円
第2項 営 業 外 費 用	218,987 千円	△ 248 千円	218,739 千円

平成31年2月28日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢則寿

(説明)

- 1 総係費173千円と原水及び浄水費3,753千円を増額する。
- 2 消費税及び地方消費税248千円を減額する。

平成30年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的支出

支 出

(単位 千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 用水供給事業費用	1,680,392	3,678	1,684,070	
1. 営業費用	1,458,405	3,926	1,462,331	
2. 総係費	43,625	173	43,798	
3. 原水及び浄水費	461,017	3,753	464,770	
2. 営業外費用	218,987	△ 248	218,739	
2. 消費税	77,480	△ 248	77,232	

平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	180,074
減価償却費	950,558
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 140
長期前受金戻入額	△ 285,662
受取利息	△ 29
支払利息	141,506
未収金の増減額(△は増加)	673
未払金の増減額(△は減少)	△ 7,305
預り金等の増減額(△は減少)	△ 13
小計	979,662
利息の受取額	29
利息の支払額	△ 141,506
業務活動によるキャッシュ・フロー	838,185

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 182,749
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 182,749

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

構成団体出資金(資本的収入)の受入	65,276
建設改良費等の財源に充てるための	
企業債による収入	185,700
建設改良費等の財源に充てるための	
企業債の償還による支出	△ 907,154
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 656,178

資金増加額(又は減少額)	△ 742
資金期首残高	279,102
資金期末残高	278,360

平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表
(平成31年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 產	
(1)	有 形 固 定 資 產	
イ	土 地	125,622
ロ	建 物	3,679,131
	減 値 償 却 累 計 額	<u>△ 2,361,165</u>
ハ	構 築 物	25,072,223
	減 値 償 却 累 計 額	<u>△ 11,545,383</u>
ニ	機 械 及 び 装 置	6,505,216
	減 値 償 却 累 計 額	<u>△ 4,687,013</u>
ホ	工 具 器 具 及 び 備 品	60,572
	減 値 償 却 累 計 額	<u>△ 57,544</u>
ヘ	建 設 仮 勘 定	<u>24,490</u>
	有 形 固 定 資 產 合 計	16,816,149
(2)	無 形 固 定 資 產	
イ	水 利 権	27
ロ	ダ ム 使 用 権	10,056,094
ハ	電 話 加 入 権	<u>464</u>
	無 形 固 定 資 產 合 計	<u>10,056,585</u>
	固 定 資 產 合 計	26,872,734
2	流 動 資 產	
(1)	現 金 預 金	278,360
(2)	未 収 金	261,544
(3)	貯 藏 品	<u>13,639</u>
	流 動 資 產 合 計	<u>553,543</u>
	資 產 合 計	<u>27,426,277</u>

(单位 千円)

負 債 の 部

平成30年度 十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算事項別明細書(第2号)

収益的支出

款項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 用水供給事業費用	千円 1,680,392	千円 3,678	千円 1,684,070		千円	千円
1. 営業費用	1,458,405	3,926	1,462,331			
2. 総係費	43,625	173	43,798	委託料	173	委託料の増額 173
3. 原水及び浄水費	461,017	3,753	464,770	委託料	3,753	委託料の増額 3,753
2. 営業外費用	218,987	△ 248	218,739			
2. 消費税	77,480	△ 248	77,232	消費税	△ 248	消費税及び地方消費税の減額 △ 248

平成 31 年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算

平成31年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用 水 供 給 先	帶広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、更別村
(2) 年 間 送 水 量	12,923,000 m ³
(3) 一 日 平 均 送 水 量	35,309 m ³
(4) 主 な 建 設 事 業	薬品注入施設改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 用水供給事業収益	1,889,231 千円
第1項 営 業 収 益	1,594,437 千円
第2項 営 業 外 収 益	294,794 千円
支 出	
第1款 用水供給事業費用	1,640,352 千円
第1項 営 業 費 用	1,433,253 千円
第2項 営 業 外 費 用	204,099 千円
第3項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 870,822 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,111 千円、過年度分損益勘定留保資金 620,234 千円及び当年度分損益勘定留保資金 233,477 千円で補てんするものとする。)

取入

第1款 資本的 収入	219,029 千円
------------	------------

第1項 企業債	188,200 千円
---------	------------

第2項 出資金	30,829 千円
---------	-----------

支出

第1款 資本的 支出	1,089,851 千円
------------	--------------

第1項 建設改良費	188,232 千円
-----------	------------

第2項 債還金	901,619 千円
---------	------------

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備費	千円 188,200	普通貸借 もしくは 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機関資金に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融通条 件により、銀行その他の資金の場 合には、その債権者との協定によるも のとする。 ただし、企業財政の都合により据 置期間及び償還期限を変更し、もし くは低利債に借換又は繰上償還をす ることができる。
合計	188,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな
い。

(1) 職 員 紙 与 費 69,115 千円

(2) 交 際 費 41 千円

平成31年2月28日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢則寿

平成31年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1. 用 水 供 給 事 業 収 益			1,889,231	
	1. 営 業 収 益		1,594,437	
		1. 給 水 収 益	1,594,437	
	2. 営 業 外 収 益		294,794	
		1. 受 取 利 息	29	
		2. 他 会 計 補 助 金	430	
		3. 他 会 計 負 担 金	5,547	
		4. 長 期 前 受 金 戻 入	287,297	
		5. 雜 収 益	1,491	

支 出 (単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1. 用 水 供 給 事 業 費 用			1,640,352	
	1. 営 業 費 用		1,433,253	
		1. 議 会 及 び 監 査 費	3,465	
		2. 総 係 費	46,545	
		3. 原 水 及 び 浄 水 費	424,810	
		4. 減 価 償 却 費	951,865	
		5. 資 産 減 耗 費	6,568	
	2. 営 業 外 費 用		204,099	
		1. 支 払 利 息	114,101	
		2. 消費税及び地方消費税	89,997	
		3. 雜 支 出	1	
	3. 予 備 費		3,000	
		1. 予 備 費	3,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的収入			219,029	
	1. 企 業 債	1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	188,200	
	2. 出 資 金	1. 出 資 金	30,829	
			30,829	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			1,089,851	
	1. 建設改良費	1. 施設整備費	188,232	
	2. 債還金	1. 企業債償還金	901,619	
			901,619	

平成31年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	239,212
減価償却費	951,865
賞与引当金の増減額(△は減少)	720
長期前受金戻入額	△ 287,297
受取利息	△ 29
支払利息	114,101
固定資産除却損	6,568
未収金の増減額(△は増加)	125,771
未払金の増減額(△は減少)	14,890
預り金等の増減額(△は減少)	△ 4
小計	1,165,797
利息の受取額	29
利息の支払額	△ 114,101
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,051,725

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 171,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 171,120

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

構成団体出資金(資本的収入)の受入	30,829
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	188,200
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 901,619
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 682,590

資金増加額(又は減少額)	198,015
資金期首残高	278,360
資金期末残高	476,375

平成31年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		125,622
ロ 建 物	3,679,032	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,430,658</u>	1,248,374
ハ 構 築 物	25,254,083	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 12,011,427</u>	13,242,656
二 機 械 及 び 装 置	6,373,968	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,670,391</u>	1,703,577
ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	60,572	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 57,544</u>	3,028
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>13,750</u>
有形固定資産合計		16,337,007

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 水 利 権		27
ロ ダ ム 使 用 権		9,747,923
ハ 電 話 加 入 権		<u>464</u>
無形固定資産合計		<u>9,748,414</u>

固定資産合計 26,085,421

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

(2) 未 収 金

(3) 貯 藏 品

流動資産合計 625,787資 産 合 計 26,711,208

(单位 千円)

負 債 の 部

平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 千円)

1	營業収益			
(1)	給水収益	<u>1,460,443</u>	1,460,443	
2	營業費用			
(1)	議会及び監査費	3,197		
(2)	総係費	43,259		
(3)	原水及び浄水費	432,784		
(4)	減価償却費	<u>950,558</u>	<u>1,429,798</u>	
	營業利益			30,645
3	営業外収益			
(1)	受取利息	29		
(2)	他会計補助金	2,258		
(3)	他会計負担金	4,674		
(4)	長期前受金戻入	285,662		
(5)	雑収益	<u>1,314</u>	293,937	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	141,506		
(2)	雜支出	<u>2</u>	<u>141,508</u>	<u>152,429</u>
	経常利益			183,074
5	予備費			
(1)	予備費	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>
	当年度純利益			180,074
	前年度繰越欠損金			3,320,395
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処理欠損金			<u>3,140,321</u>

平成30年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表
(平成31年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産	
(1)	有 形 固 定 資 産	
イ	土 地	125,622
ロ	建 物	3,679,131
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,361,165</u>
ハ	構 築 物	25,072,223
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,545,383</u>
二	機 械 及 び 装 置	6,505,216
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,687,013</u>
ホ	工 具 器 具 及 び 備 品	60,572
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 57,544</u>
ヘ	建 設 仮 勘 定	<u>24,490</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計	16,816,149
(2)	無 形 固 定 資 産	
イ	水 利 権	27
ロ	ダ ム 使 用 権	10,056,094
ハ	電 話 加 入 権	<u>464</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計	<u>10,056,585</u>
	固 定 資 産 合 計	26,872,734
2	流 動 資 産	
(1)	現 金 預 金	278,360
(2)	未 収 金	261,544
(3)	貯 藏 品	<u>13,639</u>
	流 動 資 産 合 計	<u>553,543</u>
	資 産 合 計	<u>27,426,277</u>

(単位 千円)

負 債 の 部

注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品 : 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法・・・定額法

・主な耐用年数

建物	:	5～38年
構築物	:	7～75年
機械及び装置	:	6～20年
工具器具及び備品	:	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法・・・定額法

・主な耐用年数

水利権	:	20年
ダム使用権	:	55年

(3) 引当金の計上方法等

① 退職給付引当金

当企業団の職員は、構成団体からの派遣職員のみであり、職員の退職手当については、地方自治法第252条の17第2項の規定に基づき、派遣元での支給となることから、退職給付引当金は計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

① 平成30年度予定(平成31年3月31日)

企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「上水道の水源開発及び広域化対策」に係る繰出基準に基づく各構成団体の負担見込額は、96,105千円である。

② 平成31年度予定(平成32年3月31日)

企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「上水道の水源開発及び広域化対策」に係る繰出基準に基づく各構成団体の負担見込額は、30,829千円である。

3 その他の注記

(1) 引当金の取崩し

① 平成30年度予定(平成31年3月31日) 賞与引当金の取崩しについて

当事業年度において、期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出のため、賞与引当金5,056千円を取崩す。

② 平成31年度予定(平成32年3月31日) 賞与引当金の取崩しについて

当事業年度において、期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出のため、賞与引当金4,916千円を取崩す。

平成 31 年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算明細書

平成31年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算事項別明細書

収益的収入

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較	節		説	明																																				
				区分	金額																																						
1. 用水供給事業収益	千円 1,889,231	千円 1,871,692	千円 17,539		千円		千円																																				
1. 営業収益	1,594,437	1,577,278	17,159																																								
1. 給水収益	1,594,437	1,577,278	17,159	用水供給料金	1,594,437	用水供給料金 基本料金 従量料金 消費税及び地方消費税	1,594,437 1,117,490 345,353 131,594																																				
2. 営業外収益	294,794	294,414	380																																								
1. 受取利息	29	29		預金利息	29	預金利息	29																																				
2. 他会計補助金	430	2,258	△ 1,828	構成団体補助金	430	繰出基準に基づく繰出金（平成元年度以前借入の7/30の企業債利息償還分）	430																																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>帯広市</th> <th>音更町</th> <th>幕別町</th> <th>芽室町</th> <th>池田町</th> <th>中札内村</th> <th>更別村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域</td> <td>192</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>116</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>308</td> <td>26</td> <td>37</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table>	区分	帯広市	音更町	幕別町	芽室町	池田町	中札内村	更別村	計	広域	192	16	23	15	14	5	3	268	水源	116	10	14	9	8	3	2	162	計	308	26	37	24	22	8	5	430	
区分	帯広市	音更町	幕別町	芽室町	池田町	中札内村	更別村	計																																			
広域	192	16	23	15	14	5	3	268																																			
水源	116	10	14	9	8	3	2	162																																			
計	308	26	37	24	22	8	5	430																																			
3. 他会計負担金	5,547	5,047	500	構成団体負担金	5,547	構成団体負担金 施設動力費負担金 水質検査負担金	5,547 3,376 2,171																																				
4. 長期前受金戻入	287,297	285,662	1,635	工事補償金 補助金	3,271 284,026	工事補償金 工事補償金(減価償却分) 補助金 国庫補助金(減価償却分) 国庫補助金(除却分)	3,271 3,271 284,026 282,177 1,849																																				
5. 雜収益	1,491	1,418	73	その他雑収益	1,491	その他雑収益 行政資産使用料等 札内川頭首工維持管理経費負担金	1,491 11 1,480																																				

収益的支出

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較	節		説明
				区分	金額	
1. 用水供給事業費用	千円 1,640,352	千円 1,657,917	千円 △ 17,565		千円	千円
1. 営業費用	1,433,253	1,433,640	△ 387			
1. 議会及び監査費	3,465	3,205	260	報酬 旅費 備消耗品費 負担金	318 42 40 3,065	企業団議会及び監査に要する経費 企業団議会に要する経費 企業団監査に要する経費 3,465 375 3,090
2. 総係費	46,545	43,625	2,920	報酬 給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 賃金 旅費 被服費 備消耗品費 光熱水費 通信運搬費 委託料 賃借料 修繕費 負担金 交際費	136 17,309 10,463 3,241 6,408 30 866 634 96 531 32 485 1,394 4,267 100 562 41	企業団運営に要する経費 事業運営に要する総括的経費 関係職員給与費(4人) 46,545 9,268 37,277

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較	節		説	明
				区分	金額		
3. 原水及び浄水費	千円 424,810	千円 436,252	△ 11,442	報酬 給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 動力費 薬品費 材料費 負担金 保険料	千円 2,285 13,793 7,877 2,395 5,170 447 96 2,752 10,445 12,762 185,147 13,442 2,993 33,911 29,306 13,100 275 86,391 2,223	原水及び浄水に要する経費 原水及び浄水施設等の維持管理に要する経費 (うち債務負担解消分) 水質検査に要する経費 札内川ダム維持管理負担金 関係職員給与費(3人)	424,810 297,204 134,759 15,342 83,419 28,845
4. 減価償却費	951,865	950,558	1,307	有形固定資産 減価償却費 無形固定資産 減価償却費	643,694 308,171	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	643,694 308,171
5 資産減耗費	6,568		6,568	固定資産除却費	6,568	固定資産除却費	6,568

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較	節		説明
				区分	金額	
2. 當業外費用	千円 204,099	千円 221,277	△ 17,178	千円	千円	千円
1. 支払利息	114,101	141,506	△ 27,405	企業債利息 一時借入金利息	113,101 1,000	企業債償還利息 一時借入金利息
2. 消費税及び地方消費税	89,997	79,770	10,227	消費税及び 地方消費税	89,997	消費税及び地方消費税
3. 雜支出	1	1		その他雜支出	1	その他雜支出
3. 予備費	3,000	3,000				
1. 予備費	3,000	3,000		予備費	3,000	予備費

資本的収入

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較	節		説	明
				区分	金額		
1. 資本的収入	千円 219,029	千円 250,976	△ 31,947	千円	千円		千円
1. 企業債	188,200	185,700	2,500				
1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	188,200	185,700	2,500	建設改良費等の財源に充てるための企業債	188,200	施設整備費	188,200
2. 出資金	30,829	65,276	△ 34,447				
1. 出資金	30,829	65,276	△ 34,447	構成団体繰出金	30,829	繰出基準に基づく繰出金（平成元年度以前借入の7/30の企業債元金償還分）	30,829
						区分 帯広市 広域 水源 計	音更町 幕別町 芽室町 池田町 中札内村 更別村 計 13,788 1,159 1,658 1,087 998 322 208 19,220 8,328 700 1,002 656 603 195 125 11,609 22,116 1,859 2,660 1,743 1,601 517 333 30,829

資本的支出

款項目	本年度 予定額	前年度 予定額	比 較	節		説	明
				区分	金額		
1. 資本的支出	千円 1,089,851	千円 1,092,925	△ 3,074	千円	千円		千円
1. 建設改良費	188,232	185,771	2,461				
1. 施設整備費	188,232	185,771	2,461	工事請負費	188,232	薬品注入施設改修工事に要する経費	188,232
2. 債還金	901,619	907,154	△ 5,535				
1. 企業債償還金	901,619	907,154	△ 5,535	企業債償還金	901,619	企業債償還元金	901,619

平成31年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計給与費明細書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定福利費 (B)	合計 (A+B)		
		特別職		一般職	報酬	給料	職員手当				
		議員	その他								
年度	損益勘定支弁職員	人 14	人 3	人 7	千円 2,603	千円 31,102	千円 23,040	千円 56,745	千円 12,370	千円 69,115	
	資本勘定支弁職員										
	合 計	14	3	7	2,603	31,102	23,040	56,745	12,370	69,115	
年度	損益勘定支弁職員	14	3	7	2,806	28,987	23,716	55,509	12,052	67,561	
	資本勘定支弁職員										
	合 計	14	3	7	2,806	28,987	23,716	55,509	12,052	67,561	
比較	損益勘定支弁職員				△ 203	2,115	△ 676	1,236	318	1,554	
	資本勘定支弁職員										
	合 計				△ 203	2,115	△ 676	1,236	318	1,554	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当
	本年度	千円 1,590	千円 1,644	千円 7,791	千円 5,999	千円 924	千円 1,577
	前年度	1,626	1,476	7,347	4,907	924	1,638
	比較	△ 36	168	444	1,092		△ 61
	区分	時間外勤務手当	特地勤務手当	通勤手当	休日勤務手当	児童手当	
	本年度	千円 1,871	千円 0	千円 409	千円 185	千円 1,050	
	前年度	1,384	1,297	1,815	182	1,120	
	比較	487	△ 1,297	△ 1,406	3	△ 70	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考									
給料	千円 2,115	給与改定に伴う増減分	千円 38	千円	給与改定の状況 給与改定率 主たる構成団体の一般会計 0.20% 給与改定実施時期 平成30年4月1日									
		昇給に伴う増減分	36											
		その他の増減分	2,041		職員の異動等に係る増減分									
職員手当	△ 676	制度改正に伴う増減分	107	勤勉手当 143 扶養手当 △ 36	勤勉手当の年間支給月数の引上げ 1.80月→1.85月 扶養手当の見直し(部長職に限る) <table border="1"><tr><th>扶養親族の区分</th><th>改定前</th><th>改定後</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>6,500円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>父母等</td><td>6,500円</td><td>3,500円</td></tr></table>	扶養親族の区分	改定前	改定後	配偶者	6,500円	3,500円	父母等	6,500円	3,500円
扶養親族の区分	改定前	改定後												
配偶者	6,500円	3,500円												
父母等	6,500円	3,500円												
	その他の増減分	△ 783		事務所移転に係る特地勤務手当及び通勤手当の減等										

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与(平均給与月額には12月の実績に係る手当も含む)

区分		一般行政職等
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	330,146
	平均給与月額(円)	414,256
	平均年齢	41歳8月
平成30年1月1日現在	平均給料月額(円)	314,322
	平均給与月額(円)	380,758
	平均年齢	42歳0月

(2) 初任給

区分	一般行政職等(円)	主たる構成団体の一般会計の制度
		一般行政職等(円)
大学卒	180,700	180,700
短大卒	161,300	161,300
高校卒	148,600	148,600

(3) 級別職員数

区分	級	一般行政職等	
		職員数(人)	構成比(%)
平成31年1月1日現在	1級		
	2級	2	28.5
	3級	1	14.3
	4級	2	28.6
	5級		0.0
	6級	1	14.3
	7級		0.0
	8級	1	14.3
	計	7	100.0
平成30年1月1日現在	1級		
	2級	2	28.5
	3級	2	28.6
	4級	1	14.3
	5級		0.0
	6級		0.0
	7級	1	14.3
	8級	1	14.3
	計	7	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職等	係員	主任補	主任	係長	課長補佐	課長	局次長	局長

(4) 昇 級

区 分	一般行政職等	
	本 年 度	前 年 度
職員数(A) (人)	7	7
昇給に係る職員数(B) (人)	6	5
号給数別内訳	1号給(人)	1
	2号給(人)	
	4号給(人)	6
	6号給(人)	
	8号給(人)	
	号給(人)	
比率(B)/(A) (%)	85.7	71.4

(5)期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等 による加算	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.225	2.225	4.45	あり	
前 年 度	2.125	2.275	4.40	あり	
主たる構成団体の 一般会計の制度	2.225	2.225	4.45	あり	

(6) 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者	25年 勤続の者	35年 勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 —	月分 —	月分 —	月分 —	—	派遣職員
主たる構成団体の 一般会計の制度	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	

(7) その他の手当

区 分	主たる構成団体の一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 养 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一 部 異 な る	通勤距離の区分の上限 主たる構成団体の一般会計 片道30キロメートル以上 企業団 片道60キロメートル以上

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

議決年月日	事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	左の財源内訳	翌年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
			期 間	金 額			金 額	用水供給料金	
平27.11.27	用水供給施設 運転管理委託業務	677,200	平28~30 3	394,333	134,759	134,759	平32 1	137,309	137,309

議案第4号

十勝中部広域水道企業団の休日を定める条例の一部改正について

十勝中部広域水道企業団の休日を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月28日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

十勝中部広域水道企業団の休日を定める条例の一部を改正する条例

十勝中部広域水道企業団の休日を定める条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（説明）

年末年始の休日を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第5号

十勝中部広域水道企業団議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

十勝中部広域水道企業団議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月28日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

十勝中部広域水道企業団議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

十勝中部広域水道企業団議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

非常勤職員の月額報酬に通勤費を含めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部改正について

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 28 日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部を改正する条例

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第 6 号中「よる」を「基づく」に改め、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を、同条第 4 号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の十勝中部広域水道企業団水道法施行条例第 3 条第 8 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(説 明)

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者等の資格に、専門職大学に係る要件を加えるほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。